（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

１．提出年月日　　平成　　年　　月　　日
２．建築場所

（理由）

（備考）

様式第七（第五条第一項第一号関係）（日本工業規格Ａ列４番）　［様式を加える。］

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第２項の規定により
読み替えて適用される同法第12条第３項の規定による
適合判定通知書

第　　号
平成　　年　　月　　日

建築主　　殿

登録建築物エネルギー消費性能判定機関　　印

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

記

１．提出年月日　　平成　　年　　月　　日
２．建築場所
３．建築物又はその部分の概要
４．建築物エネルギー消費性能適合性判定を行つた適合性判定員氏名

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

様式第八（第五条第一項第二号関係）（日本工業規格Ａ列４番）　［様式を加える。］

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第２項の規定により
読み替えて適用される同法第12条第３項の規定による
適合しない旨の通知書

第　　号
平成　　年　　月　　日

建築主　　殿

登録建築物エネルギー消費性能判定機関　　印

別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として